

建築物の整備基準チェックリスト

二重枠内を記入してください

整備項目	経路	チエック	番号	整備内容	適用なし			審査	
					適	緩和措置	例外措置		
1	移動等円滑化経路円	移円	1	移動等円滑化経路(*1)上には、階段又は段を設けない	1				
			1	直接地上に通じる出入口の1以上は次に掲げるもの(移動等円滑化経路を除く。)					
2	一般	一般	1	幅85cm以上	-				
			2	戸は自動的に開閉するか、車いす使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし	-				
			1	移動等円滑化経路を構成する出入口は次に掲げるもの					
			1	幅85cm以上(直接地上に通ずる出入口・エレベーターのかご・昇降路の出入口を除く。)	-				
	移円	移円	2	直接地上に通ずる出入口の幅100cm以上	-				
			3	戸は自動的に開閉するか、車いす使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし	-				
			4	直接地上に通ずる出入口付近に、リフト付き車両の停車及び車いすの乗降が可能なスペースを設置	-				
			1	不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する廊下等の床面は、粗面又は滑りにくい仕上げ	-				
3	一般	一般	2	移動等円滑化経路を構成する廊下等はさらに次に掲げるもの					
			1	幅140cm以上	-				
			2	戸は自動的に開閉するか、車いす使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし	-				
			3	授乳及びおむつ交換のできる場所を1以上設置し、ベビーベッド、いす等の設備を適切に配置し、その旨を付近に表示	2				
	移円	移円	4	必要に応じて手すりを連続して設けること	-				
			1	不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する階段は次に掲げるもの					
			1	踊場を含め手すりを連続して設置	-				
			2	床面は粗面又は滑りにくい仕上げ	-				
4	一般	一般	3	踏面の端部とその周囲の色彩の差が大きいことで段を容易に識別可能	-				
			4	段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造	-				
			5	主たる階段は回り階段でない	3				
			2	不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する階段のうち1以上はさらに次に掲げるもの					
			1	段のある部分及び踊り場の両側に連続した手すりを設置	4				
			2	けあげ18cm以下、踏面26cm以上	4				
			3	幅120cm以上(手すりの幅は10cmを限度として、ないものとみなす。)	4				
			1	不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は次に掲げるもの					
5	一般	一般	1	連続した手すりの設置	-				
			2	床面は粗面又は滑りにくい仕上げ	-				
			3	傾斜路の前後の廊下等との色彩の差が大きいことで傾斜路を容易に識別可能	-				
			4	両側に側壁又は立ち上がりの設置	-				
			5	始点及び終点に車いす使用者が安全に停止できる平坦な部分の設置	-				
	移円	移円	移円	2	移動等円滑化経路を構成する傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)はさらに次に掲げるもの				
				1	幅140cm以上(段に併設するものにあつては90cm以上)	-			
				2	こう配1/12以下	-			
				3	高さ75cm以内ごとに長さ150cm以上の踊場の設置	-			

建築物の整備基準チェックリスト

二重枠内を記入してください

整備項目	経路	チェック	番号	整備内容	適用			審査
					緩和措置	例外措置	適用なし	
6	エレベーターとその乗降ロビー	移円	1	移動等円滑化経路を構成するエレベーター及びその乗降ロビーは次に掲げるもの	/			
			1	かごは不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する階に停止	-			
			2	かご・昇降路の出入口の幅80cm以上(延床面積が5,000㎡を超える建築物にあっては90cm以上)	-			
			3	かごの奥行き135cm以上	-			
			4	かごの幅140cm以上(延床面積が5,000㎡を超える建築物にあっては160cm以上)	5			
			5	乗降ロビーは幅及び奥行き150cm以上で高低差なし	-			
			6	エレベーター付近に階段等を設ける場合、乗降ロビーに転落防止策	-			
			7	かご内及び乗降ロビーに、車いす使用者が利用しやすい位置に操作盤の設置	-			
			8	かご内及び乗降ロビーの操作盤(車いす使用者対応操作盤以外に操作盤を設ける場合にあってはその操作盤)は、点字等(*2)視覚障がい者が円滑に操作できる設備	-			
			9	かご内にかごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置	-			
			10	かご内にかごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を知らせる音声装置の設置	-			
			11	乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置の設置				
			12	かご内又は乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置の設置				
			13	乗降ロビーに面する操作盤まで、視覚障がい者を適切に誘導できる配慮	-			
14	その他高齢者、障がい者等が支障なく利用できる構造(*3)	-						
7	特殊な昇降機	移円	1	移動等円滑化経路を構成する特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機(*4)は次に掲げるもの	/			
			1	平成12年建設省告示第1413号第1第7号に規定するもの	-			
			2	かごの幅70cm以上	-			
			3	かごの奥行き120cm以上	-			
4	車いす使用者がかご内で方向転換する必要がある場合は、かごの幅、奥行きを十分確保	-						

建築物の整備基準チェックリスト

二重枠内を記入してください

整備項目	経路	チエック	番号	整備内容	緩和措置			適用なし	審査
					適	置	置		
8	便所	-	1	不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する便所を設ける場合は、次に掲げるもの					
			1	床面は粗面又は滑りにくい仕上げ	-				
			2	便所内に次に掲げる構造のみんなのトイレを1以上(男女別の場合はそれぞれ1以上)の設置					
			1	腰掛便器が適切に配置されていること	-				
			2	便器の両側に手すりを設け、片方は可動式	-				
			3	車いす使用者が円滑に利用できるよう十分な空間を確保	-				
			4	一般用の便所に近接し、分かりやすく利用しやすい位置に設置	-				
			5	出入口にすべての人が利用できる旨の表示	-				
			6	高齢者、障がい者等が円滑に利用できる洗面器の設置	-				
			7	すべての人が使いやすい設備を適切に設置	-				
			3	高齢者、障がい者等が円滑に利用できる構造の水洗器具(オストメイト対応)を設けた便房を1以上(男女別の場合はそれぞれ1以上)設置	-				
			4	ベビーチェアその他の乳幼児を座らせることのできる設備を設けた便房を1以上(男女別の場合はそれぞれ1以上)設置し、当該便房及び便所の出入口にその旨を表示	-				
			5	ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備を1以上(男女別の場合はそれぞれ1以上)設置し、当該便所の出入口にその旨を表示	6				
			2	不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する一般便所を設ける場合は、そのうち1以上(男女別の場合はそれぞれ1以上)は次に掲げるもの					
			1	床面に段差なし	-				
			2	大便器は腰掛式	-				
			3	腰掛式とした大便器に手すりを設置	-				
3	不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する男子用小便器を設ける場合は、そのうち1以上は床置き式(壁掛式にあっては受け口の高さが35cm以下)とし、手すりを設置	-							
9	浴室又はシャワー室	-	1	不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する浴室等を設ける場合は次に掲げるもの					
			1	床面は粗面又は滑りにくい仕上げ	-				
			2	1以上(男女別の場合はそれぞれ1以上)は次に掲げるもの					
			1	浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること	-				
			2	車いす使用者が円滑に利用できるよう十分な空間を確保	-				
			3	出入口は次に掲げるもの					
			1	幅85cm以上	-				
2	戸は自動的に開閉するか、車いす使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし	-							
10	宿泊施設の客室	-	1	全客室の1/50(1室未満の端数切上げ)以上は車いす使用者用客室を設置	-				
			2	車いす使用者用客室は次に掲げるもの					
			1	便所は次に掲げるもの	-				
			1	床面は粗面又は滑りにくい仕上げ	-				
			2	腰掛便器、手すり等が適切に配置されていること	-				
			3	車いす使用者が円滑に利用できるよう十分な空間の確保	-				
			4	出入口の幅80cm以上	-				
			5	戸は自動的に開閉するか、車いす使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし	-				
			2	浴室は次に掲げるもの	7				
			1	床面は粗面又は滑りにくい仕上げ	-				
			2	浴槽、シャワー、手すり等を適切に設置	-				
			3	車いす使用者が円滑に利用できるよう十分な空間の確保	-				
			4	出入口の幅85cm以上	-				
5	戸は自動的に開閉するか、車いす使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし	-							

建築物の整備基準チェックリスト

二重枠内を記入してください

整備項目	経路	チエック	番号	整備内容	緩和措置			適用なし	審査	
					適	例				
11	観覧席又は客席	-	1	不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する観覧席又は客席を設ける場合は次に掲げるもの						
			1	出入口から容易に到達でき、かつ観覧しやすい位置に全席数の1/50(1席未満の端数は切り上げ)以上、車いす使用者のためのスペースを設置	-					
			2	車いす使用者のためのスペースの水平部分は間口90cm、奥行140cm以上	-					
			3	車いす使用者のためのスペースに至る通路に高低差がある場合は、こう配が1/12以下の傾斜路を設置	-					
			4	床面は粗面又は滑りにくい仕上げ	-					
			5	集団補聴設備その他の高齢者、障がい者等の利用に配慮した設備を設置	-					
12	敷地内の通路	一般	1	不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する敷地内の通路は次に掲げるもの						
			1	表面は粗面又は滑りにくい仕上げ	-					
			2	段がある部分は次に掲げるもの						
			1	手すりを連続して設けること	-					
			2	踏面の端部とその周囲の色彩の差が大きいことで段を容易に識別可能	-					
			3	段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造	-					
		3	傾斜路は次に掲げるもの							
		1	連続した手すりを設置	-						
		2	傾斜路の前後の通路との色彩の差が大きいことで傾斜路を容易に識別可能	-						
		移円	2	移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路はさらに次に掲げるもの(*5)						
			1	幅140cm以上	-					
			2	戸は自動的に開閉するか、車いす使用者が容易に開閉し通過可能な構造とし、その前後に高低差なし	-					
			3	傾斜路は次に掲げるもの						
			1	幅140cm以上(段に併設するものにあつては90cm以上)	-					
			2	こう配1/20以下	-					
3	両側に側壁又は立ち上がりの設置		-							
4	始点及び終点に車いす使用者が安全に停止できる平坦な部分の設置		-							
5	高さ75cm以内ごとに長さ150cm以上の踊場の設置		-							
13	駐車場	-	1	不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する駐車場を設ける場合は次に掲げるもの						
			1	障がい者用駐車区画を、全駐車台数が200台以下の場合にあつては、全駐車台数の1/50、200台を超える場合にあつては全駐車台数の1/100に2を加えた数以上設置(いずれの場合も1未満の端数は切り上げ)	-					
			2	障がい者用駐車区画は幅350cm以上、奥行600cm以上	-					
			3	障がい者用駐車区画は当該駐車区画から利用居室等(利用居室等がないときは、道等)までの経路ができるだけ短くなる位置に設置	-					
			4	障がい者用駐車区画には障がい者用である旨を表示	-					
			2	障がい者用駐車区画の付近に利用居室等(利用居室等がない場合は、道等)までの経路についての誘導表示を設置	-					
3	駐車場の入口付近に障がい者用駐車区画を設けている旨の表示	-								
14	標識	-	1	移動等円滑化の措置がとられたエレベーター、その他の昇降機、便所、駐車区画の付近に、次に掲げるそれらの存在を知らせる標識を設置	-					
			1	高齢者、障がい者等の見やすい位置に設置	-					
			2	表示すべき内容が容易に識別できること(当該内容がJIS Z8210に定められているときは、これに適合すること)	-					

建築物の整備基準チェックリスト

二重枠内を記入してください

整備項目	経路	チエック	番号	整備内容	適	緩和	例外	適用	審査
						措置	措置	なし	
15	案内設備	-	1	建築物又はその敷地には次に掲げる案内設備を設置		8			
			1	移動等円滑化の措置がとられたエレベーター、その他の昇降機、便所、駐車区画の配置を表示した案内板等の設備を設置		9			
			2	移動等円滑化の措置がとられたエレベーター、その他の昇降機、便所の配置を点字等(*)で視覚障がい者に示す設備を設置		-			
16	公共的通路	一般	1	公共的通路の1以上は次に掲げるもの					
			1	歩道状空地、屋外貫通通路、歩行者デッキ等の建築物外部の公共的通路は次に掲げるもの					
			1	通路幅200cm以上(都市計画、許可等で別に定める幅がある場合は、当該幅以上)で、十分な高さの空間を確保		-			
			2	通路面には段差を設けない		10			
			3	表面は粗面又は滑りにくい仕上げ		-			
			4	階段を設ける場合は次に掲げるもの					
			1	踊場を含め両側に手すりを連続して設置		-			
			2	踏面の端部とその周囲の色彩の差が大きいことで段を容易に識別可能		-			
			3	段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造		-			
			4	主たる階段は回り階段でない		3			
			5	けあげ18cm以下、踏面26cm以上		-			
			6	幅120cm以上(手すりの幅は10cmを限度として、ないものとみなす。)		-			
			2	屋内貫通通路、アトリウム、地下鉄連絡通路等の建築物内部の公共的通路に係る構造は次に掲げるもの					
			1	通路幅200cm以上(都市計画、許可等で別に定める幅がある場合は、当該幅以上)で、天井高さ250cm以上		-			
			2	通路面には段差を設けない		11			
			3	床面は粗面又は滑りにくい仕上げ		-			
			4	階段を設ける場合は次に掲げるもの					
			1	踊場を含め両側に手すりを連続して設置		-			
			2	踏面の端部とその周囲の色彩の差が大きいことで段を容易に識別可能		-			
			3	段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造		-			
			4	主たる階段は回り階段でない		3			
5	けあげ18cm以下、踏面26cm以上		-						
6	幅120cm以上(手すりの幅は10cmを限度として、ないものとみなす。)		-						
17	レジ通路	一般	1	不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用するレジ通路を設ける場合は1以上は次に掲げるもの					
			1	レジカウンターの高さ及び形状は高齢者、障がい者が利用しやすい構造		-			
			2	幅85cm以上		-			
			3	レジ通路の前後に車いす使用者が転回できる空間を確保		-			
18	洗面所等	-	1	不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する洗面器等を設ける場合(みんなのトイレ内のものを除く。)は1以上は次に掲げるもの					
			1	車いす使用者が円滑に利用できる構造		-			
			2	洗面器の左右にカウンター又は連続して手すりを設置		-			
			3	床面は粗面又は滑りにくい仕上げ		-			

建築物の整備基準チェックリスト

二重枠内を記入してください

整備項目	経路	チエック	番号	整備内容	適	緩和措置		適用なし	審査
19	更衣室・脱衣室	-	1	不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する更衣室又は脱衣室を設ける場合は1以上は次に掲げるもの	-	-	-	-	
				1 出入口の幅85cm以上					
				2 当該室に入るための通路、出入口及び室内の床に段差その他の障害物を設けないこと					
				3 床面は粗面又は滑りにくい仕上げ					
				4 室内の周囲に水平に手すりを設置し、必要に応じて、垂直に手すりを設置					
20	手すり	-	1	手すりを設ける場合は次に掲げるもの	-	-	-	-	
				1 誘導を考慮し、連続して設置					
				2 便所、浴室等の移乗等を補助する手すりは、動作に応じて水平・垂直型のものを設置					
				3 高齢者、障がい者等が円滑に利用できるよう、形状、材質、取付位置、取付方法等に配慮					
21	点・線状ブロックの敷設	-	1	点状、線状ブロックは原則として黄色	-	-	-	12	
				2 次に掲げる不特定若しくは多数の者が利用し、又は主として視覚障がい者が利用する経路を構成する部分には点状ブロックを敷設					
				1 廊下の、階段の上下端又は傾斜路(階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)の上端に接近する部分					
				2 階段の踊場の、段の上下端に近接する部分					
				3 傾斜路の踊場の、上端に近接する部分					
				4 敷地内の通路の、段のある部分の上下端に接近する部分					
				3 視覚障がい者移動等円滑化経路(*6)は次に掲げるもの					
				1 点状、線状ブロックにより又は音声その他の方法により視覚障がい者を誘導する設備を設置					
				2 敷地内の通路で車路に近接する部分に点状ブロックの敷設					
				3 敷地内の通路で段がある部分の上下端又は傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロックの敷設					
				4 公共的通路には次に掲げる部分に点状ブロックを敷設					
				1 建築物外部の通路の、段の上下端に近接する部分					
				2 建築物外部の階段の踊場の、段の上下端に近接する部分					
				3 建築物内部の通路の、階段の上下端又は傾斜路の上端に近接する部分					
4 建築物内部の階段の踊場の、段の上下端に近接する部分									
5 建築物内部の傾斜路の踊場の、傾斜路の上端に近接する部分									
5 建築物外部の公共的通路では、敷地外の道路又は公共的通路等に視覚障がい者誘導ブロックが敷設されている場合は、連続性を確保して敷設									
6 建築物内部の公共的通路では、道路又は建築物外の公共的通路等に視覚障がい者誘導ブロックが敷設されている場合は、連続性を確保して敷設									

*1	移動等円滑化経路は次に掲げるもの
1	次に掲げる地点間を結ぶ経路で、それぞれの地点に対して1以上の経路
	ア 道等から、不特定若しくは多数の者が使用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する居室(以下「利用居室」という。)
	イ 利用居室からみんなのトイレまでの経路(利用居室がない場合は道等からみんなのトイレまでの経路)
	ウ 障がい者用駐車区画から利用居室までの経路(利用居室がない場合は、道等から障がい者用駐車区画までの経路)
	エ 建築物が公共用歩廊の場合、一方の側の道等から当該歩廊を通り他方の側の道等を結ぶすべての経路
*2	点字等とは次に掲げるもの
1	文字等の浮き彫り
2	音による案内
3	点字及び前2項に類するもの
*3	(社)日本エレベーター協会「JEAS-C506A 車いす兼用エレベーターに関する標準」「JEAS-515D 視覚障害者兼用エレベーターに関する標準」に定める仕様に配慮
*4	平成18年国土交通省告示第1492号第1に規定するもの
*5	地形の特性によりこれらの規定に適合するのが困難な場合は、移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は、「道等」からではなく、「当該建築物の車寄せ」からとする。
*6	道から案内設備又は案内所までの経路の1以上

緩和措置

- 1 傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設している場合は、階段又は段を設けてもよい。
- 2 他に授乳及びおむつ交換ができる場所を設ける場合は、設置しなくてよい。
- 3 回り階段以外の階段を設けることが空間的に困難な場合は、回り階段とすることができる。
- 4 6の項の基準を満たすエレベーター及びその乗降ロビーを併設する場合は、この規定に従わなくてよい(ただし、主として高齢者、障がい者等が利用する階段については、この限りでない。)
- 5 延床面積5000㎡以下の建築物にあっては、構造上やむを得ず、車いすで利用できる機種を採用する場合は、基準以下でもよい。
延床面積5000㎡を越える建築物にあっては、かごの出入口が複数あるエレベーターで車いすで円滑に利用できるもの又は15人乗り寝台用エレベーターを設置する場合は、基準以下でもよい。
- 6 他におむつ交換ができる場所を設ける場合は、設置しなくてよい。
- 7 10の項の(2)のイに掲げる浴室と同等の共用の浴室等が同一建築物内に1以上(男女別の場合はそれぞれ1以上)ある場合は整備しなくてよい。
- 8 案内所を設ける場合は、設置しなくてよい。
- 9 移動等円滑化の措置がとられたエレベーター、その他の昇降機、便所、駐車区画の配置が容易に視認できる場合は設置しなくてよい。
- 10 次に掲げるいずれかの場合は、段差を設けてもよい。
 - ①6の項又は7の項の基準を満たすエレベーターを設ける場合
 - ②道路等の自然こう配が段に代わる傾斜路のこう配を上回る等地形上やむを得ない場合
 - ③次に掲げる基準を満たす傾斜路を設ける場合
 - a 連続した手すりを設置
 - b 傾斜路の前後の廊下等との色彩の差が大きいことで段を容易に識別可能
 - c 幅140cm以上(段に併設するものにあつては90cm以上)
 - d こう配1/20以下
 - e 高さ75cm以内ごとに長さ150cm以上の踊場の設置
 - f 両側に側壁又は立ち上がりの設置
 - g 始点及び終点に車いす使用者が安全に停止できる平坦な部分の設置

-
- 11 次に掲げるいずれかの場合は、段差を設けてもよい。
- ①6の項又は7の項の基準を満たすエレベーターを設ける場合
 - ②道路等の自然こう配が段に代わる傾斜路のこう配を上回る等地形上やむを得ない場合
 - ③次に掲げる基準を満たす傾斜路を設ける場合
 - a 連続した手すりを設置
 - b 傾斜路の前後の廊下等との色彩の差が大きいことで傾斜路を容易に識別可能
 - c 傾斜のある部分に近接する通路及び踊場の部分に点状ブロックを敷設。ただし、こう配が1/20以下の傾斜の上端に近接するもの、高さが16cm以下の傾斜の上端に近接するもの、又は直進で長さ250cm以下の踊場に設けるものは不要
 - d 幅140cm以上(段に併設するものにあつては90cm以上)
 - e こう配1/12以下
 - f 高さ75cm以内ごとに長さ150cm以上の踊場の設置
 - g 両側に側壁又は立ち上がりの設置
 - h 始点及び終点に車いす使用者が安全に停止できる平坦な部分の設置
-
- 12 周辺の床材との対比を考慮して色彩、輝度比の面で黄色と同程度の色彩効果があると判断される場合黄色としないことができる。
-
- 13 次に掲げる場合は、設置しなくてよい。
- ①こう配が1/20以下の傾斜部の上端
 - ②高さが16cm以下かつこう配が1/12以下の傾斜部の上端
-
- 14 長さ250cm以下の直進のもの場合は設置しなくてよい。
-
- 15 次に掲げる場合は、設置しなくてよい。
- ①傾斜路のこう配が1/20以下の場合
 - ②傾斜路の高さが16cm以下かつこう配が1/12以下の場合
 - ③踊場の長さが250cm以下で直進する場合
-
- 16 点状ブロック等の敷設が利用上特に支障になる場合であつて、仕上げの色を変える等、段を識別しやすくしている場合は、設置しなくてよい。
-
- 17 案内所から直接地上に通ずる出入口を容易に視認でき、かつ道等から当該出入口までの経路が視覚障がい者移動等円滑化経路に適合する場合は、当該出入口から案内所までの部分は視覚障がい者移動円滑化経路として整備をしなくてよい。
-
- 18 次に掲げる場合は、設置しなくてよい。
- ①こう配が1/20以下の傾斜部の上端
 - ②高さが16cm以下かつこう配が1/12以下の傾斜部の上端
 - ③段のある部分又は傾斜のある部分と連続して手すりを設ける踊場等
-
- 19 次に掲げる場合は、設置しなくてよい。
- ①こう配が1/20以下の傾斜部の上端
 - ②高さが16cm以下の傾斜路の上端
-
- 20 次に掲げる場合は、設置しなくてよい。
- ①傾斜路のこう配が1/20以下の場合
 - ②傾斜路の高さが16cm以下の場合
 - ③踊場の長さが250cm以下で直進する場合
-
- 21 道路の歩道に沿って設ける歩道状空地には設けなくてもよい。